



精華町議会 議長 岡本 篤様

令和8年2月16日

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員 西田亜紀

京都府後期高齢者医療広域連合議会

全員協議会、議員説明会及び令和8年第1回定例会について（報告）

### 1. 京都府後期高齢者医療広域連合議会全員協議会

日時 令和8年2月5日（木）午後1時30分～

場所 都ホテル京都八条 地下1階 陽明殿

- 協議内容
- (1) 広域連合議会議員の紹介
    - ・長岡京市 小原 明大議員 ・京丹波町 梅原 好範議員
  - (2) 議事日程等について
    - ① 議案件数 ② 日程案 ③ 会議録署名議員
  - (3) 副議長の選挙について
    - ・前副議長の広域連合議員の任期満了に伴い、選挙を行う。
    - 選出方法は、議長の推選方式で行う。
  - (4) 監査委員の選任について(2名)
    - ・氏名 松岡 ゆかり (宇治市監査委員)
    - ・任期 令和8年2月13日～令和12年2月12日
    - ・氏名 横須賀 生也 (八幡市議会議員)
    - ・任期 令和8年2月13日～令和9年4月29日
  - (5) 公平委員の選任について
    - ①任期満了になるため、後任の委員の選任
      - ・氏名 辻 嘉一 (久御山町公平委員会委員、2期目)
      - ・任期 令和8年2月14日～令和12年2月13日

### 2. 京都府後期高齢者医療広域連合議会令和8年第1回定例会

日時 令和8年2月13日（金）午後1時30分～

議員の出席 欠席 2名

場所 都ホテル京都八条 地下1階 陽明殿

○副議長の選挙 指名推選（議長推選） 梅原 好範議員

○審議内容（各議案件名・概要・審査結果）

(1) 広域連合長説明上程

議案第1号から第6号：全員賛成または賛成多数で可決

請願 第1号・2号：不採択



(2) 一般質問 2名提出

別紙

①後期高齢者医療制度の保険証について

②医療保険制度改革について

※全員協議会、議員説明会・定例会議案等は、議会図書室にファイル保存しています。

※定例会の質疑・答弁の詳細は後日配布される議事録で確認してください。

(3) 議案質疑、討論

議案第1号 京都府後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

反対討論あり

議案第5号 令和8年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

反対討論あり

議案第6号 令和8年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計  
予算について

反対討論あり

(4) 請願に関する質疑、討論

請願第1号 京都府後期高齢者医療保険料・窓口負担の引き下げなどを求める請願書  
について

賛成討論あり

請願第2号 後期高齢者医療保険者に資格確認書交付の継続を求める請願書  
について

賛成討論あり

## 令和 8 年 第 1 回 定 例 会 質 問 等 通 告 一 覧 表

### 1 一般質問

| 通告<br>順位 | 議員名                    | 質問概要  |
|----------|------------------------|---|
| 1        | 平林 智江美<br>議員<br>(京丹後市) | <p>後期高齢者医療制度の保険証について</p> <p>①令和 6 年 1 2 月 2 日以降は紙の保険証の新規発行が廃止となり、急きよ令和 8 年 7 月末までの暫定的な取り扱いとして、全員一律に資格確認書が発行されたが、問題などは聞いていないか。</p> <p>②令和 8 年 8 月以降の取り扱いについて（議員説明会資料より）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障審議会医療保険部会からの方針（案）が示された。疑問点</li> <li>(1) 8 4 歳以下、8 5 歳以上の年齢の分け方について</li> <li>(2) 8 4 歳以下で、マイナ保険証の 5 年の期限が来た場合、申請しなければならないのか。</li> <li>(3) 8 4 歳以下で地域の事情等を十分考慮の上、例外的な対応とは</li> <li>(4) マイナ保険証にしなければ病院の診察は受けられないのか</li> </ul> <p>③年齢に関係なく全ての被保険者に資格確認書を発行する考えはないのか</p>  |
| 2        | 玉本 なるみ<br>議員<br>(京都市)  | <p>医療保険制度改革について</p> <p>(1) マイナンバー保険証の利用率について</p> <p>1, 厚生労働省によると、マイナ保険証の利用率は 10 月時点の 37.14%から 3 カ月で約 10 ポイント上昇した。12 月単月では 169 万件超の新規利用登録があった一方、累計での登録解除申請も 25 万件に達している。医療現場では顔認証の失敗、暗証番号忘れ、カードリーダーの故障、通信エラーなど運用上のトラブルが日常化しており、現場負担の増大が課題となっている。特に IT 機器に不慣れた高齢患者への対応や、システム障害時の診療影響への懸念が指摘されている。医療機関の窓口の対応が大変という声がある。具体的に声は聞いているか。</p> <p>2, 京都府内での登録解除申請はつかんでいるか。</p> <p>(2) 高額療養費制度の見直しについて</p> <p>1, 長期療養者と低所得者への配慮はするとされているが、厚労省の示す実際の制度設計では、一人当たり医療費の伸びを念頭に一律に引き上げた上で、現行の 4 区分をそれぞれ 3 つに分けて、上位 2 区分の限度額を現行の限度額より引き上げるイメージが示されている。がん患者の団体や医療関係者からも反対の声が上がり、一旦は高額療養制度の見直しは凍結されたが、R 8 年 8 月から実施する提案が示されている。今回の見直し方針は、がん患者団体は納得され</p> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>ているのか。周知はどのようにされる予定か。</p> <p>2, 具体的に負担がどれだけ増えるのか。年間上限が創設されることによる影響の説明を求める。</p> <p>(3) OTC類似薬の保険給付見直しについて</p> <p>1, 完全な保険適用外(全額自己負担)は見送られ、「特別の料金」の導入: OTC類似薬(対象となる77成分・約1100品目)を医療機関で処方してもらう際、通常の3割負担とは別に、保険外負担(特別料金)を患者が支払う仕組みが創設される。しかも、実施がR8年度中とあり、来年度の予算にも関わってくることになるのか。今後の周知などはどうするのか。</p> <p>2, そもそも、特別料金の創設の趣旨に医療用医薬品とOTC医薬品で対応している患者との公平性を確保とあるが、比べること自体がよくわからない。不公平となる理由の説明を求める。</p> <p>3, 具体的に対象薬品を処方してもらうと、自己負担はどの程度増額することになるのか。</p> <p>4, ジェネリック薬品は不足しがちと聞くが、現在の状況の説明を求める。</p> <p>5, 先発薬品を希望して処方してもらう場合と、ジェネリックを希望していても不足している場合は先発薬が処方される場合がある。その場合は特別料金は対象とならないとあるが、どのように徹底するのか。</p> |
|--|---|

## 2 議案質疑、討論

議案第1号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

| 通告順位 | 議員名                    | 質疑概要   |
|------|------------------------|--|
| 1    | 平林 智江美<br>議員<br>(京丹後市) | <p>① 保険料が高くて大変とよく聞く。少しでも抑えることができないのか。保険料抑制財源の確定について、今月中と聞くが、もう少し増やせないのか。</p> <p>② 保険料増額への被保険者への説明、対応・・・丁寧な説明とはどのように考えているか</p> <p>③ 5割・2割、軽減に係る改正について<br/>所得基準額・・・算定の考え方は</p> <p>④ 7割軽減対象者・・・被保険者均等割額に100分の2を乗じて得た額<br/>特例とはいつまで</p> <p>⑤ 子ども・子育て支援金 R8:200円 R9:250円<br/>R10:350円 なぜ毎年上がるのか。どこで決まっているのか</p> |

|   |                      |   |
|---|----------------------|---|
| 2 | 巽 悦子<br>議員<br>(久御山町) | <p>1、第4条（保険料賦課額）について</p> <p>①第2項の新設の理由とは</p> <p>②第3項の子ども・子育て支援納付金について、法第99条第2項の被扶養者であった被保険者の子ども・子育て支援納付金賦課額が、「当該被扶養者であった被保険者均等割額」とする理由。</p> <p>2、第12条の2に関連して</p> <p>①議案「参考資料」によれば、令和8年度「子ども・子育て支援納付金」の保険料必要額は12億4千万円であり、予定保険料収納率は99.40%としたこと、また、未収納率（0.6%）分の充当財源とは。</p> |
|---|----------------------|---|

| 通告<br>順位 | 議員名                    | 討論   |
|----------|------------------------|------|
| 1        | 平林 智江美<br>議員<br>(京丹後市) | 反対討論 |

議案第5号 令和8年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算

| 通告<br>順位 | 議員名                   | 質疑概要   |
|----------|-----------------------|--|
| 1        | 小原 明大<br>議員<br>(長岡京市) | <p>①時間外勤務について<br/>職員の時間外勤務の現状と新年度における見込みについてお尋ねします。</p> <p>②基金について<br/>財政調整基金の積み立て・取り崩しのルールと今後の見込みについてお尋ねします。</p> <p>③資格確認書等発行業務について<br/>8月からの切り替えに関する経費等および新たな基準による混乱を避ける手立てについてお尋ねします。</p> |

| 通告<br>順位 | 議員名                   | 討論   |
|----------|-----------------------|------|
| 1        | 小原 明大<br>議員<br>(長岡京市) | 反対討論 |

議案第6号 令和8年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別  
会計予算

| 通告<br>順位 | 議員名                  | 質疑概要  |
|----------|----------------------|---|
| 1        | 巽 悦子<br>議員<br>(久御山町) | <p>1、保健事業について</p> <p>「高齢者の医療の確保に関する法律」第125条には、「後期高齢者医療広域連合は、高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業（以下「高齢者保健事業」という。）を行うように努めなければならない。」とされている。</p> <p>また、「京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」第3条でも「広域連合は、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」と定めている。</p> <p>①令和8年度当初予算では、保健事業補助金254,047千円は、令和7年度予算（258,698千円）と比べ、4,651千円減額するが、その理由（減額した事業名）とは。</p> <p>②加齢性による難聴は認知症に影響があるといわれており、聴力検査による難聴を早期に発見することが重要であると考えるが、後期高齢者医療広域連合長の見解を問う。</p> <p>また、府下自治体で健康診査として聴力検査が実施されていない自治体数は。</p> |

| 通告<br>順位 | 議員名                  | 討論   |
|----------|----------------------|------|
| 1        | 巽 悦子<br>議員<br>(久御山町) | 反対討論 |

3 請願に関する質疑、討論

請願第1号 京都府後期高齢者医療保険料・窓口負担の引き下げなどを求める請願書

| 通告<br>順位 | 議員名                  | 討論   |
|----------|----------------------|------|
| 1        | 巽 悦子<br>議員<br>(久御山町) | 賛成討論 |

請願第2号 後期高齢者医療被保険者に資格確認書交付の継続を求める請願書

| 通告<br>順位 | 議員名                   |  | 討論   |
|----------|-----------------------|--|------|
| 1        | 小原 明大<br>議員<br>(長岡京市) |  | 賛成討論 |

## 【参考資料】

|         |  |    |
|---------|--|----|
| ① 同意第1号 | 京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について<br>(識見) . . . . .                  | 1  |
| ② 同意第2号 | 京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について<br>(議選) . . . . .                  | 3  |
| ③ 同意第3号 | 京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任に<br>ついて . . . . .                   | 5  |
| ④ 議案第1号 | 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する<br>条例の一部を改正する条例の制定について . . . . .   | 7  |
| ⑤ 議案第2号 | 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅<br>費に関する条例の一部を改正する条例の制定について . . . | 17 |
| ⑥ 議案第3号 | 令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正<br>予算(第2号) . . . . .               | 19 |
| ⑦ 議案第4号 | 令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者<br>医療特別会計補正予算(第2号) . . . . .        | 21 |
| ⑧ 議案第5号 | 令和8年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算<br>. . . . .                       | 23 |
| ⑨ 議案第6号 | 令和8年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者<br>医療特別会計予算 . . . . .               | 27 |

|    |   |
|----|---|
| 件名 | ① 京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について（識見）   |
| 説明 | <p>識見の監査委員であった川村和久委員（前城陽市監査委員）が任期満了のため、後任の委員に次の者を選任することについて同意を求めるもの</p> <p>氏名 <sup>まつおか</sup>松岡 ゆかり（宇治市監査委員）</p> <p>任期 令和8年2月13日～令和12年2月12日</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>京都府後期高齢者医療広域連合規約（抜粋）<br/>（監査委員）</p> <p>第16条 広域連合に監査委員2人を置く。</p> <p>2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。</p> <p>3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</p> |

|    |   |
|----|---|
| 件名 | ② 京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について（議選）   |
| 説明 | <p>議員選出の監査委員であった<small>なかこうじたかし</small>中小路貴司議員（長岡京市議会選出）の広域連合議員の任期が満了したため、後任の委員に次の者を選任することについて同意を求めるもの</p> <p>氏名 <small>よこすか</small>横須賀 <small>いくや</small>生也（八幡市議会議員）</p> <p>任期 令和8年2月13日～令和9年4月29日<br/>（広域連合議員の任期満了日）</p> <p>&lt;参考&gt;<br/>京都府後期高齢者医療広域連合規約（抜粋）<br/>（監査委員）</p> <p>第16条 広域連合に監査委員2人を置く。</p> <p>2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。</p> <p>3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</p> |

|    |  |
|----|--|
| 件名 | ③ 京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について   |
| 説明 | <p>令和8年2月13日付けで<sup>かみしまかつひろ</sup>上島勝廣委員（井手町公平委員会委員）が任期満了になるため、後任の委員に次の者を選任することについて、同意を求めるもの</p> <p>氏名 <sup>つじ</sup>辻 <sup>よしかず</sup>嘉一（久御山町公平委員会委員、2期目）</p> <p>任期 令和8年2月14日～令和12年2月13日</p> <p>&lt;参考&gt;<br/> 地方公務員法（抜粋）<br/> （人事委員会又は公平委員会の委員）<br/> 第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。</p> <p>2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。</p> |

件名

④ 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正趣旨

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下「令」という。）の一部改正（令和8年4月1日施行）に伴い、保険料の賦課額の内容を改正するもの
- (2) 2年ごとに改定する後期高齢者医療保険料率について、第10期（令和8・9年度）保険料率を定めるもの

2 改正内容

(1) 保険料の賦課額の改正

令の一部改正に伴い、令和8年度保険料から、保険料の賦課額を基礎賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額とするとともに、基礎賦課額は後期高齢者医療に要する費用に、子ども・子育て支援納付金賦課額は子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるために賦課するものと規定するもの

(2) 第10期（令和8・9年度）後期高齢者医療保険料率

※ 2(2)及び(3)の「医療分」は基礎賦課額を、「子ども分」は子ども・子育て支援納付金賦課額を示す。また、子ども分は令和8年度のみ。

説明

|             |                | 第10期 (R8・9) |          | 第9期 (R6・7) | 増減       |
|-------------|----------------|-------------|----------|------------|----------|
| 保険料率        | 均等割額           | 医療分         | 59,590円  | 56,340円    | +3,250円  |
|             |                | 子ども分        | 1,350円   | —          | 新設       |
|             | 所得割率           | 医療分         | 10.15%   | 10.95%     | -0.80%   |
|             |                | 子ども分        | 0.25%    | —          | 新設       |
| 1人当たり平均保険料額 |                | 医療分         | 99,361円  | 93,158円    | +6,203円  |
|             |                | 子ども分        | 2,310円   | —          | 新設       |
|             |                | 合計          | 101,671円 | —          | +8,513円  |
| 保険料抑制財源     | 特別会計剰余金        | 医療分         | 50億円     | 50億円       | 増減なし     |
|             | 後期高齢者医療給付等準備基金 | 医療分         | 40億円     | —          | +40億円    |
|             | 京都府財政安定化基金     | 医療分         | 4.3億円    | 8.88億円     | -4.58億円  |
|             | 合計             | 医療分         | 94.3億円   | 58.88億円    | +35.42億円 |

### (3) 賦課限度額の改正

令の一部改正に伴い、医療分の賦課限度額の引き上げ及び子ども分の新設に伴う子ども分の賦課限度額を設定するもの

賦課限度額の引き上げは、物価・賃金が上昇傾向にあり、賦課限度額の超過被保険者の割合等を勘案して行われるもの

|      | 第10期 (R8・9) | 第9期 (R6・7) | 増減       |
|------|-------------|------------|----------|
| 医療分  | 850,000円    | 800,000円   | +50,000円 |
| 子ども分 | 21,000円     | —          | 新設       |

### (4) 均等割額の軽減対象算定に係る所得基準額の引き上げ

令の一部改正に伴い、均等割額の5割及び2割軽減対象の算定に係る所得基準額を引き上げるもの

#### ア 5割軽減に係る改正

(現行) 43万円 + 30.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

(改正後) 43万円 + 31万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

#### イ 2割軽減に係る改正

(現行) 43万円 + 56万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

(改正後) 43万円 + 57万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

### (5) その他

令和8年度・令和9年度の減額の特例として、7割軽減対象者の基礎賦課額の被保険者均等割額（以下「被保険者均等割額」という。）について、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に100分の2を乗じて得た額を減ずる 等

## 3 施行期日

令和8年4月1日

## 4 参考

### (1) 制度改正の主な内容 等

#### ア 「子ども・子育て支援金制度」の施行

少子化対策に受益を有する全ての世代が子育て世帯を支える仕組みとして、医療保険の保険料と合わせて拠出する「子ども・子育て支援金制度」が令和8年度から施行

[後期高齢者負担額見込(月額) R8:200円 R9:250円 R10:350円]

#### イ 診療報酬の改定

物価高や人件費高騰等を背景に診療報酬改定率が大幅に増加

[診療報酬(本体) +3.09% 薬価 -0.86%]

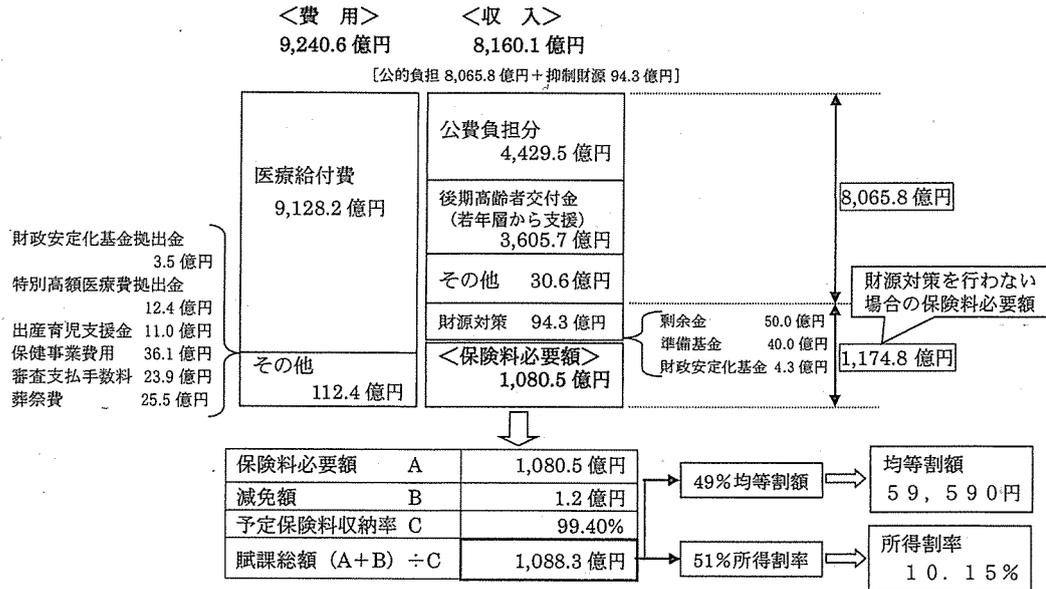
## ウ 後期高齢者負担率の増加

少子高齢化による人口構成の変化を背景に、第10期（令和8・9年度）保険料改定においても負担率が上昇

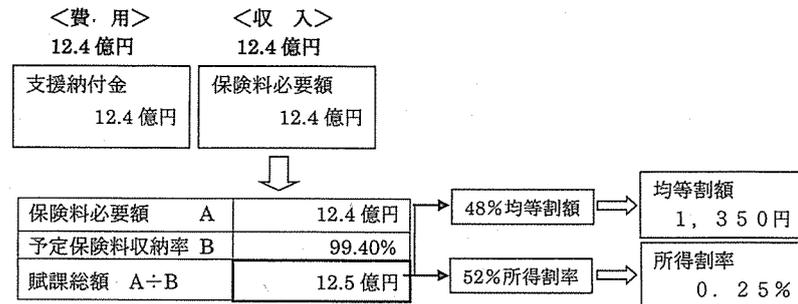
[第9期（R6・7）：12.67% → 第10期（R8・9）：13.27%]

### (2) 保険料算定のしくみ（第10期（令和8・9年度）（試算）2箇年）

#### ■ 医療分(令和8・9年度)



#### ■ 子ども・子育て支援金分(令和8年度)



※端数処理のため、合計と内訳が一致しない。

### <医療給付費の算出方法>

| 年 度           | R6 (実績)   | R7 (見込)   | R8 (見込)    | R9 (見込)    |
|---------------|-----------|-----------|------------|------------|
| 1人当たり医療給付費(A) | 972,058円  | 982,793円  | 1,005,909円 | 1,034,083円 |
| 伸び率 (対前年度)    | —         | 1.10%     | 2.35%      | 2.80%      |
| 伸び率 (対6年度)    | —         | 1.10%     | 3.48%      | 6.38%      |
| 被保険者数(B)      | 425,330人  | 436,724人  | 442,549人   | 452,243人   |
| 伸び率 (対前年度)    | —         | 2.68%     | 1.33%      | 2.19%      |
| 伸び率 (対6年度)    | —         | 2.68%     | 4.05%      | 6.33%      |
| 給付費総額 (A)×(B) | 4,134.5億円 | 4,292.1億円 | 4,451.6億円  | 4,676.6億円  |
| 2箇年分 給付費総額    | 8,426.6億円 |           | 9,128.2億円  |            |

# 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

## 新旧対照表

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第4条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した<u>高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)第18条第1項第1号イに規定する基礎賦課額及び同号ロに規定する子ども・子育て支援納付金賦課額</u>の合計額とする。</p> <p>2 前項の基礎賦課額は、被保険者につき算定した<u>所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者(以下「被扶養者であった被保険者」という。)に係る基礎賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。</u></p> <p>3 第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、<u>被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。</u></p>  | <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第4条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した<u>所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者(以下「被扶養者であった被保険者」という。)に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>   |
| <p>(基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第5条 前条第2項の基礎賦課額の所得割額は、<u>地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに令第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率(以下この条、第7条及び第8条において「所得割率」という。)を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文、次条から第9条までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該基礎賦課額が、第10条に定める基礎賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。)第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。</u></p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> | <p>(保険料の所得割額)</p> <p>第5条 前条の所得割額は、<u>地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率(以下「所得割率」という。)を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文、次条から第9条までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第10条に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。)第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。</u></p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> |

(基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

第6条 第4条第2項の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条第3号に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の基礎賦課額の被保険者均等割額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(基礎賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第7条 第4条第2項の基礎賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された基礎賦課額の被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたって均一とする。

(基礎賦課額の所得割率)

第8条 令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の所得割率は、100分の10.15とする。

(基礎賦課額の被保険者均等割額)

第9条 令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、59,590円とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第9条の2 第4条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第9条の4及び第9条の5において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、第4条、この条本文及び次条から第9条の6までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該子ども・子育て支援納付金賦課額が、第10条の2に定める子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則第86条の2の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

- (1) 第12条の2第2号に規定する所得割総額
- (2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第86条の3で定めるところにより算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

4 第1項の所得割額を算定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定)

第9条の3 第4条第3項の子ども・子育て支援納付

(保険料の被保険者均等割額)

第6条 第4条の被保険者均等割額は、第12条第3号に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第7条 所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたって均一とする。

(所得割率)

第8条 令和6年度及び令和7年度の所得割率は、100分の10.95とする。

(被保険者均等割額)

第9条 令和6年度及び令和7年度の被保険者均等割額は、56,340円とする。

(新設)

(新設)

金賦課額の被保険者均等割額は、第12条の2第2号に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第9条の4 第4条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたって均一とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率)

第9条の5 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、100分の0.25とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)

第9条の6 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、1,350円とする。

(基礎賦課額の賦課限度額)

第10条 第4条第1項の基礎賦課額は、850,000円を超えることができない。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額)

第10条の2 第4条第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、21,000円を超えることができない。

(基礎賦課総額)

第12条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の基礎賦課額(第14条又は第15条に規定する基準に従い第4条第2項、第5条から第9条まで及び第10条の規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下「基礎賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

(1) 基礎賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額であること。

ア (略)

イ 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入の額(法第95条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の120分の1に相当する

(新設)

(新設)

(新設)

(保険料の賦課限度額)

第10条 第4条の賦課額は、800,000円を超えることができない。

(新設)

(保険料の賦課総額)

第12条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額(第14条又は第15条に規定する基準に従い第4条から第10条までの規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下「賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア (略)

イ 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入の額の合計額

額を除く。)の合計額

(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき基礎賦課額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる基礎賦課額の合計額の合計額の割合として施行規則第89条で定める基準に従い算定される率であること。

(3) 基礎賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額の全ての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額であること。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第12条の2 法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額(第14条又は第15条に規定する基準に従い第4条第3項、第9条の2から第9条の6まで及び第10条の2の規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の合計額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を前条第1号の予定保険料収納率で除して得た額であること。

ア 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

イ 法第95条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用(子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用(子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。)に限る。)のための収入の額(同条第2項に規定する負担対象総額の見込額の総額の12分の1に相当する額を除く。)の合計額

(2) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該年度の被保険者の所得の平均額を全ての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額で除して得た率(小数点以下第11位未満は四捨五入するものとする。)を乗じて得た額であること。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第14条 (略)

(1) 当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。)現在

(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の合計額の割合として施行規則第89条で定める基準に従い算定される率とする。

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(新設)

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第14条 (略)

(1) 当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。)現在

における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（令第18条第5項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に310,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得

における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に305,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得

金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合のあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に570,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2、3（略）

（普通徴収の際の保険料賦課の特例）

第20条 第4条第2項の基礎賦課額の所得割額及び同条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する関係市町村（京都府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年規約第1号）第2条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）が定める納期において当該関係市町村が徴収すべき保険料に限り、被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（広域連合長が必要と認める場合においては、広域連合長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として賦課する。

金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合のあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に560,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2、3（略）

（普通徴収の際の保険料賦課の特例）

第20条 保険料の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する関係市町村（京都府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年規約第1号）第2条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）が定める納期において当該関係市町村が徴収すべき保険料に限り、被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（広域連合長が必要と認める場合においては、広域連合長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として賦課する。

#### 一部改正附則

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（令和8年度及び令和9年度における保険料の減額の特例）

第3条 令和8年度及び令和9年度における改正後の条例第14条第1項第1号の区分の被保険者に係る被保険者均等割額（改正後の条例第4条第2項に規定する基礎賦課額に係る被保険者均等割額に限る。以下同じ。）については、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に100分の2を乗じて得た額を減ずる。

| 件名  | ⑤ 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |               |               |       |        |    |       |        |        |     |              |               |               |
|-----|---|---------------|---------------|-------|--------|----|-------|--------|--------|-----|--------------|---------------|---------------|
| 説明  | <p>1 趣旨<br/>京都府指定職の期末手当等が改正されたことを受けて、常勤の副広域連合長の期末手当について、同様の引上げを実施するもの</p> <p>2 概要<br/>期末手当の引上げ（カッコ内は現行比較）</p> <p>年間3.45月分 → 3.50月分（+0.05月分）</p> <table border="1" data-bbox="376 817 1362 1081"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間支給月数</th> <th>6月支給分</th> <th>12月支給分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>3.45月</td> <td>1.725月</td> <td>1.725月</td> </tr> <tr> <td>改定後</td> <td>3.50月(+0.05)</td> <td>1.75月(+0.025)</td> <td>1.75月(+0.025)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 適用<br/>令和7年6月1日から適用する。</p> |               | 年間支給月数        | 6月支給分 | 12月支給分 | 現行 | 3.45月 | 1.725月 | 1.725月 | 改定後 | 3.50月(+0.05) | 1.75月(+0.025) | 1.75月(+0.025) |
|     | 年間支給月数  | 6月支給分         | 12月支給分        |       |        |    |       |        |        |     |              |               |               |
| 現行  | 3.45月   | 1.725月        | 1.725月        |       |        |    |       |        |        |     |              |               |               |
| 改定後 | 3.50月(+0.05)  | 1.75月(+0.025) | 1.75月(+0.025) |       |        |    |       |        |        |     |              |               |               |

## 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する 条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第5条 副広域連合長で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職するものに対し、支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、その基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職した日現在)において副広域連合長が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の175</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100<br/> (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80<br/> (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60<br/> (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項に規定する在職期間の計算及び期末手当の支給制限、支給の一時差止めその他の支給方法に関しては、一般職の職員の例による。</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第5条 副広域連合長で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職するものに対し、支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、その基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職した日現在)において副広域連合長が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100<br/> (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80<br/> (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60<br/> (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項に規定する在職期間の計算及び期末手当の支給制限、支給の一時差止めその他の支給方法に関しては、一般職の職員の例による。</p> |

件名 ⑥ 令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)

1 概要

| 補正前の額       | 補正額       | 補正後の額       |
|-------------|-----------|-------------|
| 1,247,622千円 | 162,369千円 | 1,409,991千円 |

- (1) 会計年度任用職員の報酬及び派遣職員負担金等について、給与改定に伴い増額補正する。
- (2) 人材派遣に係る委託料について、増額補正する。
- (3) 令和6年度に概算で交付された国庫支出金(特別調整交付金等)の精算に係る返還金について、繰越金、諸収入(長寿・健康増進事業費補助金返還金)を財源として増額補正する。
- (4) 市町村が実施する健康診査(追加項目)等の長寿健康増進事業及びマイナー一体化推進経費に対する補助金について、特別調整交付金を財源として増額補正する。
- (5) 財政調整基金、保健事業等支援基金の資金運用により利子収入の見込み額が当初予算を超えるため、増加分の利子収入(財産運用収入)を財源に基金積立金を増額補正する。

説明

2 歳入

(単位:千円)

| 区分                 | 補正前の額     | 補正額     | 補正後の額     | 補正理由   |
|--------------------|-----------|---------|-----------|--|
| 国庫支出金              | 278,274   | 141,615 | 419,889   |  |
| (特別調整交付金)          | 278,274   | 141,615 | 419,889   | ・長寿健康増進事業<br>(健康診査(追加項目)等)<br>65,000千円<br>・マイナー一体化推進経費<br>76,615千円 |
| 財産収入               | 802       | 1,301   | 2,103     |  |
| (財政調整基金利子)         | 105       | 328     | 433       |  |
| (保健事業等支援基金利子)      | 697       | 973     | 1,670     |  |
| 繰越金                | 1         | 19,371  | 19,372    | 前年度繰越金   |
| 諸収入                | 760       | 82      | 842       |  |
| (長寿・健康増進事業費補助金返還金) | 0         | 82      | 82        | 令和6年度分長寿・健康増進事業費補助金返還金<br>(市町村からの返還分)                              |
| 歳入合計               | 1,247,622 | 162,369 | 1,409,991 |  |

## 3 歳出

(単位：千円)

| 区 分          | 補正前の額     | 補正額     | 補正後の額     | 補正理由  |
|--------------|-----------|---------|-----------|---|
| 総務費          | 1,148,094 | 162,369 | 1,310,463 |   |
| 総務管理費        | 265,135   | 19,453  | 284,588   |   |
| (報酬)         | 20,036    | 874     | 20,910    | 会計年度任用職員の給与改定に伴う増額  |
| (委託料)        | 2,343     | 795     | 3,138     | 人材派遣経費の増額   |
| (負担金補助及び交付金) | 187,215   | 10,000  | 197,215   | 派遣職員の給与改定等に伴う増額   |
| (国・府支出金等返還金) | 0         | 7,784   | 7,784     | 令和6年度分特別調整交付金等返還金   |
| 業務管理費        | 881,398   | 141,615 | 1,023,013 |   |
| (負担金補助及び交付金) | 50,772    | 141,615 | 192,387   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿健康増進事業補助金<br/>(長寿健康増進事業(健康診査(追加項目)等)実施市町村への補助)<br/>65,000千円</li> <li>・事務経費補助金<br/>(マイナー一体化推進経費に係る市町村への補助)<br/>76,615千円</li> </ul> |
| 財政調整基金積立金    | 105       | 328     | 433       | 財政調整基金利子  |
| 保健事業等支援基金積立金 | 697       | 973     | 1,670     | 保健事業等支援基金利子   |
| 歳出合計         | 1,247,622 | 162,369 | 1,409,991 |   |

説 明

| 件名   | ⑦ 令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計<br>補正予算(第2号)   |             |               |                                |       |       |       |               |             |               |            |         |            |  |          |            |         |            |                                |       |             |          |             |  |       |            |          |            |                      |
|--|---|-------------|---------------|--------------------------------|-------|-------|-------|---------------|-------------|---------------|------------|---------|------------|--|----------|------------|---------|------------|--------------------------------|-------|-------------|----------|-------------|--|-------|------------|----------|------------|----------------------|
| 説明   | 1 概要  |             |               |                                |       |       |       |               |             |               |            |         |            |  |          |            |         |            |                                |       |             |          |             |  |       |            |          |            |                      |
|  | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 360 740 443">補正前の額</th> <th data-bbox="740 360 1075 443">補正額</th> <th data-bbox="1075 360 1418 443">補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 443 740 555">444,104,376千円</td> <td data-bbox="740 443 1075 555">2,999,145千円</td> <td data-bbox="1075 443 1418 555">447,103,521千円</td> </tr> </tbody> </table> |             |               |                                | 補正前の額 | 補正額   | 補正後の額 | 444,104,376千円 | 2,999,145千円 | 447,103,521千円 |            |         |            |  |          |            |         |            |                                |       |             |          |             |  |       |            |          |            |                      |
|  | 補正前の額   | 補正額         | 補正後の額         |                                |       |       |       |               |             |               |            |         |            |  |          |            |         |            |                                |       |             |          |             |  |       |            |          |            |                      |
|  | 444,104,376千円   | 2,999,145千円 | 447,103,521千円 |                                |       |       |       |               |             |               |            |         |            |  |          |            |         |            |                                |       |             |          |             |  |       |            |          |            |                      |
| <p>(1) 全国的な高額レセプトの増加により、高額な医療費を共同で負担する仕組みである国民健康保険中央会の特別高額医療費共同事業に要する費用が増加していることから、当広域連合が負担する拠出金について、前年度繰越金を財源に増額補正する。</p> <p>(2) 保健事業・介護予防等一体的実施推進事業費について、令和7年度の決算見込に基づき減額補正する。</p> <p>(3) 後期高齢者医療給付費等準備基金の資金運用により利子収入の見込み額が増加したため、増加分の利子収入(財産運用収入)を財源に基金積立金を増額補正する。</p> <p>(4) 令和6年度以前に市町村が徴収した保険料で、令和7年度に市町村から被保険者等へ還付する金額(保険料還付金)の市町村における見込額が当初予算を超えるため、前年度繰越金を財源に増額補正する。</p> <p>(5) 令和6年度に概算交付された国庫支出金、府支出金及び市町村支出金について精算した結果、返還及び追加請求が生じたため、返還に係る費用(返還金)について市町村支出金(追加請求の過年度分療養給付費負担金)及び前年度繰越金を財源に増額補正する。</p>   |   |             |               |                                |       |       |       |               |             |               |            |         |            |  |          |            |         |            |                                |       |             |          |             |  |       |            |          |            |                      |
| 2 歳入 <span style="float: right;">(単位:千円)</span>  |   |             |               |                                |       |       |       |               |             |               |            |         |            |  |          |            |         |            |                                |       |             |          |             |  |       |            |          |            |                      |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="336 1480 564 1585">歳入</th> <th data-bbox="564 1480 772 1585">補正前の額</th> <th data-bbox="772 1480 963 1585">補正額</th> <th data-bbox="963 1480 1171 1585">補正後の額</th> <th data-bbox="1171 1480 1430 1585">補正理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="336 1585 564 1682">市町村支出金</td> <td data-bbox="564 1585 772 1682">85,623,238</td> <td data-bbox="772 1585 963 1682">122,690</td> <td data-bbox="963 1585 1171 1682">85,745,928</td> <td data-bbox="1171 1585 1430 1682"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1682 564 1787">療養給付費負担金</td> <td data-bbox="564 1682 772 1787">34,674,695</td> <td data-bbox="772 1682 963 1787">122,690</td> <td data-bbox="963 1682 1171 1787">34,797,385</td> <td data-bbox="1171 1682 1430 1787">過年度分市町村負担金の増(令和6年度実績確定に伴う追加請求)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1787 564 1883">国庫支出金</td> <td data-bbox="564 1787 772 1883">141,618,301</td> <td data-bbox="772 1787 963 1883">△314,552</td> <td data-bbox="963 1787 1171 1883">141,303,749</td> <td data-bbox="1171 1787 1430 1883"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1883 564 1984">調整交付金</td> <td data-bbox="564 1883 772 1984">34,287,809</td> <td data-bbox="772 1883 963 1984">△314,552</td> <td data-bbox="963 1883 1171 1984">33,973,257</td> <td data-bbox="1171 1883 1430 1984">歳出予算(一体的事業)の減額補正に伴う減</td> </tr> </tbody> </table> |   |             |               |                                | 歳入    | 補正前の額 | 補正額   | 補正後の額         | 補正理由        | 市町村支出金        | 85,623,238 | 122,690 | 85,745,928 |  | 療養給付費負担金 | 34,674,695 | 122,690 | 34,797,385 | 過年度分市町村負担金の増(令和6年度実績確定に伴う追加請求) | 国庫支出金 | 141,618,301 | △314,552 | 141,303,749 |  | 調整交付金 | 34,287,809 | △314,552 | 33,973,257 | 歳出予算(一体的事業)の減額補正に伴う減 |
| 歳入   | 補正前の額   | 補正額         | 補正後の額         | 補正理由                           |       |       |       |               |             |               |            |         |            |  |          |            |         |            |                                |       |             |          |             |  |       |            |          |            |                      |
| 市町村支出金   | 85,623,238  | 122,690     | 85,745,928    |                                |       |       |       |               |             |               |            |         |            |  |          |            |         |            |                                |       |             |          |             |  |       |            |          |            |                      |
| 療養給付費負担金   | 34,674,695  | 122,690     | 34,797,385    | 過年度分市町村負担金の増(令和6年度実績確定に伴う追加請求) |       |       |       |               |             |               |            |         |            |  |          |            |         |            |                                |       |             |          |             |  |       |            |          |            |                      |
| 国庫支出金  | 141,618,301   | △314,552    | 141,303,749   |                                |       |       |       |               |             |               |            |         |            |  |          |            |         |            |                                |       |             |          |             |  |       |            |          |            |                      |
| 調整交付金  | 34,287,809  | △314,552    | 33,973,257    | 歳出予算(一体的事業)の減額補正に伴う減           |       |       |       |               |             |               |            |         |            |  |          |            |         |            |                                |       |             |          |             |  |       |            |          |            |                      |

| 歳入                | 補正前の額       | 補正額       | 補正後の額       | 補正理由               |
|-------------------|-------------|-----------|-------------|--------------------|
| 繰越金<br>(前年度繰越金)   | 2,500,729   | 3,184,267 | 5,684,996   | 歳出予算の増額補正に伴う一般財源の増 |
| 財産収入<br>(利子及び配当金) | 5,140       | 6,740     | 11,880      | 基金の資金運用に伴う利子収入見込の増 |
| 歳入合計              | 444,104,376 | 2,999,145 | 447,103,521 |                    |

### 3 歳出

(単位：千円)

| 歳出                               | 補正前の額       | 補正額       | 補正後の額       | 補正理由                                  |
|----------------------------------|-------------|-----------|-------------|---------------------------------------|
| 特別高額医療費<br>共同事業拠出金               | 452,108     | 58,468    | 510,576     |                                       |
| 事業拠出金                            | 451,808     | 58,468    | 510,276     | 特別高額医療費共同事業に要する費用の増<br>(高額レプトの増加)     |
| 保健事業費                            | 1,567,360   | △473,300  | 1,094,060   |                                       |
| 保健事業・<br>介護予防等<br>一体的実施<br>推進事業費 | 757,300     | △473,300  | 284,000     | 所要額見込による減                             |
| 基金積立金                            | 5,140       | 6,740     | 11,880      | 後期高齢者医療給付費<br>等準備基金の資金運用<br>に伴う利子収入の増 |
| 諸支出金                             | 256,756     | 3,407,237 | 3,663,993   |                                       |
| 保険料還付金                           | 61,000      | 15,378    | 76,378      | 所要額見込による増                             |
| 国・府支出<br>金等返還金                   | 195,456     | 3,391,859 | 3,587,315   | 国府市町村への返還金<br>の増(令和6年度実績<br>確定に伴う返還)  |
| 歳出合計                             | 444,104,376 | 2,999,145 | 447,103,521 |                                       |

件名

⑧ 令和8年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算

1 概要

| 令和8年度当初     | 令和7年度当初     | 比較(増減)    |
|-------------|-------------|-----------|
| 1,499,803千円 | 1,183,457千円 | 316,346千円 |

- (1) 予算規模は約15億円で、対前年度比3億1,600万円の増(約26.7%増)となっている。
- (2) 歳入の主な増加要因は、次期標準システムの機器更改に係る積立金や、国庫支出金において、これまで補正予算により計上していた特別調整交付金の長寿健康増進事業費補助金を、令和8年度は当初予算に計上することによるものである。
- (3) 歳出の主な増加要因は、内部事務システム(機器・端末)更新費用のほか、被保険者数の増加に伴う印刷費・郵送費・委託料の増加、派遣職員の給与改定に伴う給与費の増加等によるものである。  
 なお、次期標準システム機器更改に係る積立金は、前回実績を5年で按分した9,600万円を計上している。

説明

◆市町村分賦金(単位:百万円)

|        | R8    | R7  | 差額  |
|--------|-------|-----|-----|
| 市町村分賦金 | 1,037 | 892 | 145 |

(増加の要因)

- ・人件費(派遣職員負担金等) 15百万円
- ・システム(機器・端末)更新費用 23百万円
- ・被保険者の増加、物価上昇に伴う郵送費・委託料 11百万円
- ・[積立金]次期標準システムの機器更改に係る経費 96百万円

説明

2 歳入 (単位：千円)

| 区 分      | 主な内容                         | 8年度当初予算額  | 7年度当初予算額  | 比較<br>(増減) |
|----------|------------------------------|-----------|-----------|------------|
| 分担金及び負担金 | 市町村分賦金                       | 1,037,000 | 892,000   | 145,000    |
| 国・府支出金   | 事業経費への<br>国・府補助金             | 400,399   | 232,109   | 168,290    |
| 繰入金      | 財政調整基金、<br>保健事業等支援<br>基金の取崩し | 58,705    | 57,785    | 920        |
| その他      | 財産収入、預金<br>利子、公舎使用<br>料等     | 3,699     | 1,563     | 2,136      |
| 歳 入 合 計  |                              | 1,499,803 | 1,183,457 | 316,346    |

3 歳出 (単位：千円)

| 区 分     | 主な内容   | 8年度当初予算額  | 7年度当初予算額  | 比較<br>(増減) |
|---------|--|-----------|-----------|------------|
| 議会費     | 議会運営経費   | 3,072     | 2,813     | 259        |
| 総務費     |  | 1,392,825 | 1,083,929 | 308,896    |
| 総務管理費   | 人件費、事務所<br>賃借料等  | 303,053   | 265,135   | 37,918     |
| 業務管理費   | 標準システム関連<br>(データセンター賃借料、<br>電算機器借上料等)、<br>医療費通知の印刷<br>及び発送 等 | 990,263   | 817,233   | 173,030    |
| その他     | 基金積立金<br>医療協議会費等   | 99,509    | 1,561     | 97,948     |
| 民生費     | 特別会計への<br>繰出金  | 96,906    | 89,715    | 7,191      |
| 予備費     | 予算外の執行や予<br>算超過に充用する<br>ための経費                                | 7,000     | 7,000     | 0          |
| 歳 出 合 計 |  | 1,499,803 | 1,183,457 | 316,346    |

4 保険者機能向上の取組

(単位：千円)

| 区分          |  | 財源                  | 8年度       | 7年度       | 増減額      | 説明等                       |          |
|-------------|--|---------------------|-----------|-----------|----------|---------------------------|----------|
| 保険者機能向上の取組  | 後発医薬品利用差額通知                            | 国費<br>(1/2)<br>一般財源 | 1,452     | 2,715     | ▲ 1,263  | ・送付対象者の減                  |          |
|             | 第三者求償額の審査等                             | 一般財源                | 19,130    | 19,096    | 34       | ・委託範囲拡大に伴う増               |          |
|             | 鍼灸等療養費審査等                              | 国費<br>(一部)<br>一般財源  | 10,987    | 16,314    | ▲ 5,327  | ・長期継続契約に伴う単価見直しによる減       |          |
|             | 医療費通知                                  | 国費                  | 94,734    | 92,971    | 1,763    | ・被保険者数の増<br>・通知・封筒作成単価の増  |          |
|             | 高額療養費申請書、高額療養費決定通知兼医療費通知、高額介護合算療養費申請書等 | 一般財源                | 17,301    | 16,047    | 1,254    | ・通知等作成単価の増                |          |
|             | 保険料改定等リーフレット                           | 国費<br>(一部)<br>一般財源  | 7,739     | 1,446     | 6,293    | ・保険料改定リーフレット作成(隔年実施)に伴う増  |          |
|             | 健康診査(追加項目)                             | 国費                  | 5,547     | 4,988     | 559      | ・市町村の支出予定額の増加に伴う増         |          |
|             | 長寿健康増進事業補助金                            | 国費                  | 110,000   | -         | 皆増       | ・従来の補正予算計上を当初予算計上に変更      |          |
|             | 市町村との連携強化事業                            | 健康事業                | 一般財源      | 7,020     | 7,020    | 0                         | ・同額を確保   |
|             |  | 広報事業                | 一般財源      | 5,878     | 5,806    | 72                        | ・被保険者数の増 |
| 小計(a)       |  |                     | 279,788   | 166,403   | 113,385  |                           |          |
| 事務局運営費      | 人件費<br>(職員人件費負担金等)                     | 国費<br>(一部)          | 244,681   | 229,085   | 15,596   | ・職員派遣負担金等の増               |          |
|             |  | 一般財源                |           |           |          |                           |          |
|             | 電算システム関連経費                             | 国費<br>(一部)          | 454,657   | 465,979   | ▲ 11,322 | ・市町村展開機器回収及びデータ破壊、破棄費用等の減 |          |
|             |  | 一般財源                |           |           |          |                           |          |
|             | レセプト審査等                                | 一般財源                | 136,387   | 136,545   | ▲ 158    | ・処理件数(平均伸び率より見込み計上)の減     |          |
|             | 療養費支給申請書等保管業務                          | 一般財源                | 1,765     | 1,680     | 85       | ・保管数及び物価上昇による配送料の増        |          |
|             | 特別会計繰出金                                | 国費<br>(一部)          | 93,164    | 89,715    | 3,449    | ・健康診査事業費の増                |          |
|             | システム(機器・端末)更新費用                        | 一般財源                | 22,749    | -         | 皆増       | ・財務会計システム、事務用端末等の更新による増   |          |
|             | 年度当初における資格確認書の取り扱いに関する周知広報             | 国費                  | 63,137    | -         | 皆増       | ・令和7年度補正予算対応と同様           |          |
|             | 次期標準システムの機器更改に係る経費【積立金】                | 一般財源                | 96,000    | -         | 皆増       | ・前回実績を5年で按分した額を財政調整基金に積立  |          |
| その他経費       | 国費<br>(一部)                             | 100,475             | 87,050    | 13,425    |          |                           |          |
|             | 一般財源                                   |                     |           |           |          |                           |          |
| 小計(b)       |  |                     | 1,213,015 | 1,010,054 | 202,961  |                           |          |
| 予備費(c)      |  | 一般財源                | 7,000     | 7,000     | 0        | ・同額を確保                    |          |
| 合計(d=a+b+c) |  |                     | 1,499,803 | 1,183,457 | 316,346  |                           |          |

説明

件名 ⑨ 令和8年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

1 概要

| 令和8年度当初       | 令和7年度当初       | 比較(増減)      |
|---------------|---------------|-------------|
| 452,152,010千円 | 443,908,920千円 | 8,243,090千円 |

特別会計の予算規模は約4,521億円で、対前年度比約82億円の増(1.86%増)。第10期保険料算定時に見込んだ令和8年度の歳入及び歳出を計上している。

2 歳入

(単位：千円)

| 区分          | 主な内容                             | 8年度当初予算額    | 7年度当初予算額    | 比較(増減)    |
|-------------|----------------------------------|-------------|-------------|-----------|
| 市町村<br>支出金  | 保険料等負担金、<br>基盤安定負担金、<br>療養給付費負担金 | 89,106,280  | 85,623,238  | 3,483,042 |
| 国支出金        | 給付費の一部の国<br>からの支出金等              | 143,209,990 | 141,618,301 | 1,591,689 |
| 府支出金        | 給付費の一部の府<br>からの支出金等              | 38,492,805  | 38,166,403  | 326,402   |
| 支払基金<br>交付金 | 国保・健保保険者等<br>からの支援金              | 175,844,469 | 175,161,272 | 683,197   |
| 共同事業<br>交付金 | 高額医療費共同<br>事業交付金                 | 580,189     | 452,108     | 128,081   |
| 繰入金         | 一般会計繰入金、<br>基金繰入金                | 2,096,906   | 89,715      | 2,007,191 |
| 繰越金         | 前年度繰越金                           | 2,285,798   | 2,305,273   | △19,475   |
| 諸収入         | 第三者納付金等                          | 517,261     | 487,470     | 29,791    |
| 財産収入        | 財産運用収入                           | 18,312      | 5,140       | 13,172    |
| 歳入合計        |                                  | 452,152,010 | 443,908,920 | 8,243,090 |

(1) 国・府・市町村からの支出金及び支払基金交付金については、保険給付費の増に伴い増額となっている。なお、令和8年度の子ども・子育て支援金制度の施行に伴い、被保険者に対し従来の医療分とは別に、子ども・子育て支援分の保険料を賦課徴収するため、当該分の保険料等負担金及び保険基盤安定負担金は皆増となっている。

説明

- (2) 繰入金については、保険料抑制財源等として積み立ててきた後期高齢者医療給付費等準備基金を取り崩し、特別会計への繰入れを行うため、当該基金繰入分は皆増となっている。
- (3) 財産収入については、後期高齢者医療給付費等準備基金の資金運用による利子収入の増に伴い、増額となっている。

### 3 歳出

(単位：千円)

| 区 分                  | 主な内容   | 8年度当初予算額    | 7年度当初予算額    | 比較（増減）    |
|----------------------|--|-------------|-------------|-----------|
| 総務費                  | 金融機関支払手数料  | 93,277      | 87,301      | 5,976     |
| 保険給付費                | 保険給付費、<br>審査支払手数料等                                 | 447,609,955 | 441,182,887 | 6,427,068 |
| 拠出金                  | 府財政安定化基金<br>拠出金、特別高額<br>医療費共同事業<br>拠出金、支払基金<br>拠出金 | 2,551,370   | 903,932     | 1,647,438 |
| 保健事業費                | 市町村健診事業補助、<br>保健事業と介護予防等<br>の一体的実施委託               | 1,714,837   | 1,567,360   | 147,477   |
| 基金積立金<br>公債費<br>諸支出金 | 基金積立金、<br>保険料還付金等                                  | 82,571      | 67,440      | 15,131    |
| 予備費                  | 予備費  | 100,000     | 100,000     | 0         |
| 歳出合計                 |  | 452,152,010 | 443,908,920 | 8,243,090 |

説 明

- (1) 歳出の9割強を占める保険給付費については、被保険者数の増加（対前年比1.33%増）及び診療報酬改定等による1人当たり医療給付費の増加（対前年比2.35%増）を見込んでいるため、全体として増額となっている。
- (2) 拠出金については、特別高額医療費共同事業拠出金が高額レセプトの増加により増額となっているほか、出産育児支援金が激変緩和措置（令和6・7年度は負担額を1/2に軽減）の終了により増額となっている。また、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、子ども・子育て支援納付金を支払基金へ拠出することとなるため、当該納付金分は皆増となっている。
- (3) 保健事業費のうち、保健事業・介護予防等一体的実施推進事業費（委託料）については、人件費の単価上昇により、増額となっている。